

奈良県告示第二百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、倉橋溜池土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十九年十一月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	米澤 優次	桜井市大字大泉二三一
〃	辻谷 恵一	〃 大字上之庄四五一
〃	中出 喜代廣	〃 大字倉橋二五二七
〃	松永 耕三	橿原市東竹田町三一四
〃	奥田 恵啓	〃 中町二六九
〃	岩田 由己	磯城郡田原本町大字保津一二三
〃	大倉 康至	〃 大字多四九七
〃	西浦 正嗣	〃 大字味間七八三
〃	松田 一雄	〃 大字伊与戸一四九
監事	米田 浩庸	桜井市大字東新堂二二三
〃	吉田 馨	橿原市大垣町二六八
〃	吉川 欣成	〃 常盤町二九三
〃	上田 幸弘	磯城郡田原本町大字西竹田一五七
〃	東田 昭男	〃 大字法貴寺一五二九

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	中出 喜代廣	桜井市大字倉橋二五二七
〃	辻谷 恵一	〃 大字上之庄四五一
〃	堀田 光郎	〃 大字大福七三〇
〃	森本 勝己	橿原市太田市町七一
〃	増田 謹一	〃 石原田町二四三一一
〃	堀田 雅俊	磯城郡田原本町大字保津一三三
〃	大倉 康至	〃 大字多四九七
〃	西浦 正嗣	〃 大字味間七八三

"

森井 基容

"

大字阪手七九七

"

増田 幸男

"

大字伊与戸一五一

監事

辻本
治

桜井市大字大西八四三一

”

村田保

檀原市上品寺町一五二

"

樋上 和正

豊田町三五三

"

石田 弘

磯城郡田原本町大字宮森三三九

"

栗山 雅之

"

大字西竹田一七六